

はやぶさ 第169号を発信します。 2016年01月29日(金)

=====

リンクフリーのポータルサイト

「マイナンバー小規模. Com」の便利な活用法＝その3＝

マイナンバー小規模. Com

<http://xn--eckzdsa7c1f7bv739blsxa7d3d.com/>

リンクフリーですので、皆様のHP でのご利用や、マイナンバー導入・運用支援にご利用いただければ、幸いです。

お問合せや質問はポータルサイトのメールからお寄せください。

また、新着情報を都度発信しますのでご利用してください。

=====

第169号を発信します。2016年01月29日(金)

【タイトル】「マイナンバー小規模. Com」の便利な活用法＝その3＝（最終回）

著者：(株) I&C・Hosbiz センター

Captain 平本 靖夫

前号 168 号に引き続き、厚生年金と税金のことをお話します。

1) 16・01・19 付の読売新聞・電子版から転載いたします。

衝撃的なタイトルがついています。

「厚生年金、悪質加入のがれの基準策定・・・告発も視野」

* 厚生労働省と日本年金機構は、保険料を払いたくないなどの理由で厚生年金への加入を逃れている悪質な事業主について、刑事告発するかどうかを判断するための新たな基準を策定する方針を固めた。

すでに機構と警察庁が基準作りに向けた協議を始めた。本来は厚生年金の対象なのに国民年金に入っている従業員は推計で約200万人に上り、政府として厳しい対応が必要と判断した。

◆委細は前号を参照ください。

■国民年金と厚生年金の違い■

	* 国民年金	* 厚生年金
* 加入者数	自営業者ら 1742 万人	会社員ら 3599万人
* 保険料	月 15, 000円	基本給・残業手当など税引前 の給額の17. 8%を会社と 社員が折半
* 平均の 年金受給額	月 54,000 円	月 147, 000円

国民年金の場合、保険料(月額約1万5000円)は加入者のみが負担する。一方、厚生年金の場合は、給与に応じた保険料を、加入者と事業所(企業)が折半して払う仕組みで、加入者が将来受け取る年金額は国民年金より多くなる。

国税庁による企業の税関連情報と、厚生年金の加入記録をつきあわせた結果、厚生年金の加入対象となる可能性がある事業所は現在全国に約79万あるという。全国の機構職員を中心として、2017年度末までに79万事業所の実態を調査する方針だ。

2)元国税調査官 大村大次郎氏のインターネット記事から、抜粋で転載します。
税金を隈なく徴収する狙いが明確に語られています。

* マイナンバー制は当面、税金と年金についてのナンバーリングということになっていますが、2018年からは預貯金口座にもナンバーがふられることになっています。

当局がもっとも狙っているのは、この預貯金のナンバーリングです。現在のところ(2015年6月末)、預金者が国に自分の銀行口座情報を告知するか否かは任意になっています。この告知義務化が検討されているのです。

預金口座開設の際にも、マイナンバーが必要とされるようになることも予定されています。

つまり、やがて預貯金口座とマイナンバーが紐づけされていくことは間違いのないのです。預貯金にナンバーリングされるようになると、国民の預貯金がすべて国家に把握されることになります。

これに関しては、「プライバシーの侵害」「国家から財産が監視される」などと警戒感を抱いている人も多いようです。

国家の不都合な人物をターゲットにして、資産関係を洗いざらい調べ、その人を不都合な方向に追い込むのではないか、戦前の治安維持法のようなことが起きるのではないか、というのです。が、これは大きな勘違いなのです。

実は、マイナンバー制が導入されたからといって、国家は、「今まで知りえなかった国民の情報」を取得できるようになるわけではありません。

というのは、現在の税法においても、国家は、「すべての国民の収入と資産を知る権利」を持っているのです。

というのも、そもそも、税務当局というのは、現行の法律の中でも、市民の財産を丸裸に

しようと思えばできるのです。

現在、税務署の国税調査官たちには、「質問検査権」という国家権限を与えられています。質問検査権とは、国税調査官は国税に関するあらゆる事柄について国民に質問できる、という権利です。

国民はこれを拒絶する権利はありません。

警察は、何か犯罪の疑いのある人にしか取り調べはできません。任意で話を聞くというようなことはありますが、それはあくまで「任意」です。その人には、拒否する権利もあります。だから、誰かを取調べようと思えば、逮捕したり勾留したりする以前に客観的な裏付けが必要となります。

また勾留期限なども法的に定められており、何の証拠もないのに、誰かを長時間拘束したりはできません。

しかし、国税調査官の持っている質問検査権の場合は、そうではありません。

日本人に対してならば、どんな人に対しても、国税調査官は税金に関して質問する権利を持っているのです。赤ん坊からお年寄りまでです。

国民はすべて国税調査官の質問に対して、真実の回答をしなければなりません。

拒否権、黙秘権は認められていないのです。

つまり、今の税法においては、すでに国家は国民の経済生活すべてを監視、把握する権利を持っているのです。だから、マイナンバーが導入されたからといって、新たに、我々の権利が侵害されるようなことは、ないのです。

それと、もう一つ冷静に考えて頂きたい点があります。

「あなたは国家から資産を把握されて困ることがありますか？」ということです。

現在の日本の勤労者は、ほとんどの人が、一つの会社から給料をもらっているだけであり、資産もそれほど多岐にわたっていることはありません。

中間層以下の人たちの収入、資産については、今でも十分に、当局は把握できているのです。

◆いかがでしょうか？

厚生年金や税金のことは基本通りに取組むことが、「正直者に神宿る」なのかもしれません。

更に詳しくは「第3回マイナンバー・セミナー」解説いたします。

第3回 マイナンバー導入運用支援セミナー

◆対象

- 1) 社員・パート・アルバイト 50 人以下の小規模・中小企業の経営者
- 2) 税理士・社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家

◆日時 2016年2月3日(水) 14:30~16:45

◆場所 北とぴあ 9F(901)・JR王子駅徒歩3分・東京メトロ南北線 王子駅直結

・参加費 **2000円(税込)・会員は1000円(税込)**・・はやぶさの読者は**会員扱い**
(教材付)

詳細及び申込みは、下記のURLを参照ください。

http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723lpdf_1_91.pdf

=====

◆◆はやぶさ3周年・感謝キャンペーン◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

お蔭さまで3周年・皆様のご愛読に感謝いたしております。

マイナンバー元年のお年玉 ★手引書・無料プレゼントのご案内★

新年1月1日より、マイナンバー制度の運用が始まります。

皆様、準備は進んでおりますか？

ご愛読者の皆様への感謝としまして、「無料」で進呈します。

手順通りやれば誰にでもできる

マイナンバー制度導入運用手引書 定価：1000円＊**無料進呈**

<目次>

- 1) 推進体制と責任者を決める
- 2) 従業員に説明するとともに、協力を依頼する
- 3) 税理士や社会保険労務士等への業務委託
- 4) 個人事業主取引先のリストアップとマイナンバー提供依頼
- 5) 安全管理措置の実施・・・・・・始業／終業点検の実行
- 6) 保管管理の実施や廃棄等のルール化
- 7) 2016年に実施する課題の準備をする（現法令の場合）
- 8) 付表 MyNa 問診シート

＊お申込みは下記のメールアドレス宛に、

「お名前、社名、所属部署、〒・住所（必須）、URL（ある場合）」を
ご記入の上、メールしてください。

happy@keiei-tokkunshi.jp

◆クロネコDM便でお送りします◆

◆第3回 マイナンバーセミナー」のお知らせ

第3回 マイナンバー導入運用支援セミナー

◆対象

- 1) 社員・パート・アルバイト 50 人以下の小規模・中小企業の経営者
- 2) 税理士・社会保険労務士・中小企業診断士等の専門家

◆日時 2016 年 2 月 3 日(水) 14:30~16:45

◆場所 北とぴあ 9F (901)・JR 王子駅徒歩 3 分・東京メトロ南北線 王子駅直結

◆内容◆

- 1、Q&A 付きポータルサイト「マイナンバー小規模企業. Com」利活用の実際

＊「手順どおりにやれば、誰でもできる」

＊分からないところはメールで相談・支援

講師：(株) I&C・Hosbiz センター Captain 平本 靖夫

- 2、行政におけるマイナンバーの今後の展開の見通し・・・変更する場合があります

講師：公立大学法人首都大学東京 産業技術大学院大学 瀬戸 洋一（教授）

- ・参加費 **2000円(税込)・会員は1000円(税込)**・・・はやぶさの読者は**会員扱い**
(教材付)

詳細及び申込みは、下記の URL を参照ください。

http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723lpdf_1_91.pdf

◆第44回「トライアルゲーム」(5 時間コース) ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

■「トライアルゲーム」(初回体験受講) の場合はテキスト代 1,000 円

特典として 小冊子「マイナンバー制度導入運用手引書 定価：1000 円」を
差し上げます。

毎回、熱心な皆さんが参加されています。繰り返し参加されることによって、「経営力」
がパワーアップされますとともに、「コミュニケーション力」も体得できます。

1) 02月13日(土) 13:30~18:30 「経営特訓道場」JR 駒込駅南口 徒歩 6 分
東京メトロ南北線駒込駅 1 番出口 徒歩 5 分

ご案内は以下に掲載しています。

http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723lpdf_1_92.pdf

=====

◆経営相談は

http://hosbiz.net/pdf/20150527_02.pdf

を開き、「問診シート」をプリントして、必要事項をご記入のうえ、FAX ください。

FAX : 03-5832-9404

=====

一般社団法人 経営特訓士協会(略称:KTGA)

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/?mail>

アドレス: happy@keiei-tokkunshi.jp

発行責任者: 理事長 平本 靖夫、 編集: 理事 石川 昌平

配信解除URL: 配信停止をご希望の際は、以下のアドレスをクリックしてください。

http://asu12.com/d.php?t=test&m=stone_river@ho